

議会は、意思決定をするだけでなく、住民、例えば自治会やボランティア組織とのかかわりが重要になってきているという認識です。議会制間接民主主義をとる中で、民意が反映されない状況であれば、住民による直接民主主義としての「住民投票」が横行するようになります。それでは議会の存在意義がなく、議員不要論が唱えられるだろうというふうに考えます。あり得ないことではありますが、案件によっては増加が予測されます。そうならないようにするには議会人としてどうするか、議会と住民との距離感をどう縮めるかであろうというふうに考えます。

大井町議会では議会報告の実施を検討しております。一定のテーマを決め、地域住民と討論することもあわせ検討しております。

今回の研修会で「自治基本条例」・「議会基本条例」と「住民投票」について学ぶことができました。「大井町議会基本条例」3条の2項で「議員の活動規則」について規定されております。私たち議員は町民の負託に応えるためにも日ごろの研鑽に努めなくてはならないというふうに受けとめております。

以上、簡単ではありますが研修報告とさせていただきます。

議長 以上で、議員派遣について報告を終わります。

日程第3、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。通告1番、13番議員、清水豊司君。

1 3 番 改めまして、おはようございます。13番議員、清水豊司でございます。新町長の町政運営について伺います。

我が国の地方自治における政治システムは、首長と議会議員がそれぞれ別個に住民の直接選挙によって選ばれるという、二元的な代表制を基礎としている。首長は一個の人格であるが、選挙で選ばれることによって、その一身に民意を背負う。

近年我が国の地方自治は大きく変わってきております。それは、自治の意義の再認識が進んでいることです。我が国の近代的地方自治の仕組みが構築されて130年、また戦後の日本国憲法下における地方自治も75年近くになるが、地方分権改革に至るまでは、その背景に国が支える地方自治をという発想があったと言っても過言ではないだろう。自治とは、その文字が示すとおり、みずから治めること、すなわちみずからのことはみずからの手によって処理すること

である。この何の変哲もないような言葉の響きは、我々、子どものころのしっけで、自分のことは自分でしなさいと言われてきたのと同じ感覚で受けとめてきたというのが正直なところであろう。

しかし、このことについて変化が見られてきた。それは、自治ということ自体に、大学の自治、協会の自治、自治会等々いろんな分野で見られるものである。これが、政治行政の領域にあらわれた場合、蕩尽する者と蕩尽される者が同一なのである。地方自治は、この政治上の意における、自治であることが特色である。このことは実感に乏しかったのではないかと思う。

しかし、最近、住民側においても、もし自治体に問題があったり、住民の意向にかけ離れた行動が見られる場合には、首長も議会も議員も変えることができるという意識と気概が急速に高まっている。もう一つの再認識は、自治の地域経営的な意味の再認識である。今までは、地方自治の公的作用の側面がとかく強調されてきたのではないかと思う。しかし、最近は自治の地域経営的な意味についての意識が高まりつつある。今日、よく耳にするローカル・ガバナンスということも、その基礎に自治の地域経営的意義についての理解なくしては成り立たない。

また、最近政府において進められている改革特区の構想も自治の地域経営的な発想から生まれてくるものが多い。自治体は、公の最後の主体であると同時に、地域のさまざまな行動する人と共鳴する地域経営の主体でなければならない。

もう一つ唱えているのは、自立である。自治は自主自立性に裏打ちさせてこそ成り立つものである。地域における自治は、自主、自立性を確立し、それを十分に発揮し得る制度の構築と運営の確保、言い換えれば、自己決定と自己責任の原則を徹底することこそが地方分権の推進なのである。地方分権においては、中央政府との関連もするので、ここでは深入りはしないが、最近の意欲的取り組みの特徴としては、自治の担い手を役所を起点と考えないということである。自治の担い手の原点として、まず、地域住民を、次いで、地域住民の身近な組織を起点とする立場である。このように自治の再認識がつくり、同時に自治の自立性が問われる中、人口減少と少子高齢化、グローバル経済の進展、IT等諸技術の革新の急速な進行等、我が国において、地域の構造変化が確実

にかつ急速に進んでいる。このような今日の地域の構造の変化をもたらしている内生的な要因、または外部的背景環境については、いずれも目下のところ、避けることはできないものである。問題はこのことを是認した上で、地域が活力を持ち、自立していく道をどう確保するかである。地域の活力や自立は人の活動によるものである。その源泉となる人口が減少することは避けられないことであるが、地域単位で考えて人の活動が大きくなれば、人口減少にかかわらず地域の活力が増大し、自立が図れる。このように地域の構造変化の中での自治に関する再認識が進み、自立性が問われる中、大井町も昨年の暮れ、小田町長に変わり、地方自治で示される首長の担任意務や議会との関係ではなく、町政運営の姿勢として以下の質問をする。

- 1、地域経営者として首長（首長像を含め）はどうあるべきか。
- 2、地方分権が進む中「政策立案」をどのように考えるか。
- 3、首長として「説明責任の確保」についての考え方は。
- 4、地方分権が進む中、「広域連携」をどのように考えるか。

以上、登壇での質問といたします。

町長 それでは、通告1番、清水豊司議員からは、新町長の町政運営について問うということで、4点ほど御質問をいただきましたので、順に回答をさせていただきます。私が、昨年の12月に町長に就任して以来、早2カ月が経過いたしました。臨時会において私の所信の一端を述べさせていただくことから始まり、来年度当初予算の町長査定を実施し、さまざまな会議に出席するとともに、多くの皆様とお会いする機会をいただきました。そのような中で、町政を運営していくということは、あらゆる角度から物事を捉えることが重要であると強く感じたところでありました。同時に、町長としての重責をより一層強く感じたことも事実でございます。今後も、一つずつ経験や研さんを積み重ねていくとともに、職員との議論や対話を積極的に進め、町民の皆様からの御意見や御提言などもいただきながら、町長としての役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

それでは、1点目の地域経営者として首長はどうあるべきかとの御質問でございますが、まず首長像につきましては、第一に健康体であること。そして人の話に耳を傾ける誠実さを備えながらも柔軟な発想を持ち、自制心と見識を持

った上で決断力を発揮すること。また先見性と先進性に富んだ考え方をもとに部下には適正な指導力を発揮すること、このようなことができる能力を持ち得る人材が、理想的な首長と言えるのではないかと考えております。

これらの全てを兼ね備えることは、そう簡単なことではございませんので、私も少しでも早く理想的な首長像に近づくことができるよう、精進してまいりたいと考えております。

次に、地域経営者としての首長像でございますが、地方自治体を取り巻く環境は複雑化しており、人口減少をはじめ価値観の多様化にＩＣＴの普及やＡＩの進化、地域間競争などによって、地域社会の課題やありようはそれぞれ大きく変化してきております。そのような状況の中で、地域が直面する課題を行政組織としての町のみで解決していくのは困難になってきているものと思っております。

そこで、自治会などの住民組織や関係団体、民間企業などの参画を図り、地域に存在するあらゆる資源を活用し、近隣自治体との連携を含めた中で創意工夫によって課題解決に取り組むといった形での画一的な行政運営にはとらわれない地域経営が必要ではないかと考えています。そういう意味では、町として最大の目的である住民満足度の向上のために、健全かつ効率的に経営するという地域経営の考え方をもち、生活の現場である地域のことを知っている町民の声に耳を傾けながら町政運営をしていきたいと考えております。

２点目の地方分権が進む中、政策立案をどのように考えるかにつきましては、議員おっしゃるとおり、地方分権化が進むことにより、地方自治体が地域の行政を主体的に担っていくこととなるのに伴い、その地方自治体独自の施策目標を企画立案し、それを遂行するための政策立案能力の向上を図っていくことがますます重要となってきております。

また、これからは地域に目を向けて対話を重ねることなどにより、まず地域住民のニーズや課題をくみ上げることが必要であり、そのニーズや課題を踏まえた施策を企画・立案し、粘り強く実現に向けて努力する姿勢が望まれるものと思っております。

しかしながら、小規模町村という枠の中にあり、業務は増大する一方で職員数は減少を続け、職員は日々の実務をこなすだけで手いっぱいのような状態で

あることも現実としてあるようであります。そのような状況の中において、職員が政策立案能力を高めていくことは簡単ではないことから、働き方改革の視点からも、組織や事業の見直しやＩＣＴやＡＩの利活用を検討していくことなども視野に入れ、少しでも政策立案能力の向上に向けた対策を講ずることができるよう、努めてまいりたいと考えております。

３点目の首長として説明責任をどのように考えているかとの御質問でございますが、一義的には、説明責任とは町の置かれた課題や状況などについて町民の皆様にお示しをし、どのような経緯で政策を展開しているかなどについて、町民の皆様と共通の認識を持っていくことが、信頼ある町政運営の基礎であると感じております。また、説明責任とは幅広い分野においてかかわってくるものであり、町議会における議員の皆様との議論を初めとし、町政懇話会や自治会長会議の場での説明や意見交換、政策や計画などの立案過程におけるパブリックコメント、行政評価の結果や財政状況の公表、町広報における情報提供や情報公開制度などがその手段として挙げられるものと思っております。

いずれにいたしましても、町からの情報提供だけでなく、政策の立案過程や事業の実施段階など、さまざまな場面において現状や課題を共有し、一つの方向に向かって町民とともに協働を推進することにより、町民の皆様に対する説明責任を果たし、相互理解と信頼関係の構築を図ってまいりたいと考えております。そして、説明責任とは文字どおり、町民へは説明する責任があると思っています。その説明が町民のなぜなのかの疑問を解消するものではなくてはならないと思っております。そしてそのようにしたいと考えています。

４点目の地方分権が進む中での広域連携をどのように考えるかでございます。平成12年４月に、地方分権一括法が施行されたことに伴い、基礎的自治体の自立性と行財政基盤の充実強化、圏域の拡大を図るとともに、効率的な地方行政体制の整備が必要とされ、いわゆる平成の大合併が加速いたしました。

大井町を含むこの地域におきましても、市町村合併については、かつて足柄上１市５町の枠組みで議論がなされ、その後、県西地域２市８町の枠組みにおいても検討がなされましたが、いずれも合併という手法は選択するに至らなかったという経緯がございます。

その後、小田原市と南足柄市において二市協議という形で、連携中枢都市圏の形成も視野に入れた中で合併の議論がなされましたが、結果的には見送りという形になったところでございます。このような経緯の中で、県西地域における合併議論は一旦終息を迎えたところでありますが、人口減少社会において、市町村単独で自己完結的な経営を行うことは難しくなりつつあります。よって、現在広域連携を推進している、県西地域2市8町、足柄地域1市5町、秦野市・中井町・松田町との1市3町の枠組みをもって構成される広域連携協議会における連携推進施策について積極的に推進していく必要があると考えております。

ただし、この三つの枠組みにとらわれ過ぎることなく、効率的な連携施策を推進するためには、二つ、あるいは三つの市町での連携施策についても積極的に推進していくことも肝要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 1 3 番 再質問に入る前に、小田町長におかれましては、町長就任、心よりお祝いを申し上げます。14年前、町議会議員になった我々、7名の仲間から町長に就任されたことに対して、ほこりに思うと同時にうれしく思います。これからは、町の代表として頑張ってくださいよう心より願うところでございます。

それでは、再質問に入らせていただきます。今回の質問は正解はないと思っております。ただ、今後の町政運営について少しでも参考になればと思っております。また、再質問の答弁が通告の答弁と重なるところもあるかもしれませんが、それは抽象的なことでありますので、またよろしくお願いします。

それでは、質問に入らせていただきますけど、私は今、町の代表として頑張ってくださいと申し上げました。この町を代表して、代表する町長って何だ。私は今までこのことについて深く考えたことはございませんでした。私は14年前に議員になったときから既に町長がいられ、その町長に質問したり提言したりしました。何の抵抗もなく進めてきました。そしたら、今回3人の町長候補者がいられて、小田町長が誕生したわけですが、早速、この法律的にどういうふうな位置づけになっているのかということを調べさせていただきました。そうしましたら、地方自治法は第147条に当該普通地方公共団体を総括し、これを代表するとありました。また、ここで代表が出てきました。こ

のことについてよくわからないのでまた本等いろいろ調べました。そうしたら、ここでの代表というのは、首長が外部に対してその自治体の行為となるべきさまざまな行為をなし得る権限を言い、首長のなした行為そのものが法律上、その地方自治の行為となることを意味していると書いてある。難しく言ったらこれ、法律上の話なんです。しかし、あそこの自治体にはあの首長がいると、あの首長がいるあの自治体というようなことはよく聞きます。首長のパーソナリティいわゆる人物像が自治体のイメージを認めず、また代表しているというのをにおわせないし、それに名物首長の存在が、例えば自治体自体のC I戦略に欠かせないし、またそのことは資源でもあると思ってます。

このように見てみますと、まず首長は元気でなければいけない。首長が病気であれば、打ち沈んで、役所が暗くなります。また、病気という情報が流れるだけで自治体にとってはイメージダウン、マイナスになります。新聞で読んだんですけど、小田町長は、今まで体調を悪くしたことない。これから1年に1回は健診を受けると、そう申し上げたようです。ぜひ続けてこのことはお願いしたいです。

それと、もう一つ、たばこも少しおやめになられたら。大井町のたばこ税ちょっと落ちてますけれどね、影響はないと思いますので。

それで、もう一つ大事なことは、自治体の顔である首長は、時にはえげつなさや、それから強引さを伴うような政治的处理や実力発揮をしなければいけないときがあると思うんです。そのとき、どぎつさや泥臭さを中和するような、私みたいな男にはないね、知性と品位に裏づけられた威厳というのが必要になってくると思います。それで、やはり、実るほど頭を垂れる稲穂かなじゃないんですけど、これが体现できるように、にこやかに、そして穏やかに、しかも明晰に、筋と理を持って、地域に思いを込めて、情熱的に語る首長。こういう首長であれば、私は職員や住民の心を捉えて、そして自治行政と、地域活性化は間違いないと思うんですよ。

また、分権時代の首長というのは、こういう首長を求めているんじゃないかなというふうに思うわけです。今、首長像の中に、小田町長は、誠実さとか先進性、それから先見性というようなことを申されましたが、これはやっぱり知性とか品位、なかなか似合うな言葉じゃないかなというふうに思うわけです。い

ずれにいたしましても、自分が思い描いている首長像に早くなれると期待しまして、次の質問に入ります。

分権時代を迎え、先ほど演壇で述べたように首長も議会も職員も今まで向けていた国への目を地域住民に向けなければならないようになってきていると思います。そして、その要望と提案に誠実に応える体制を確立することが必要だと思います。このことは、どういうことかという、私は現地・現場主義の確立だと思ってるんですよ。市町村としても都道府県としてもそれぞれ1個の政府として、一定の区域の地域について責任を負ってるわけであり、その地域にしっかりした認識を持っていなければ、地域の維持と発展のためにまともな仕事はできないと思ってます。

地域についてしっかりした認識、どのようにすればできるのか、一言で言えば、私は現場に足を運び、現地で調査をし、関係者から話をつぶさに聞くことで地域の問題状況を的確に把握する以外ないと思っています。

今、答弁の中に、生活の現場で町民に耳を傾けた町政運営というふうに申されておりました。私もそのとおりだと思っております。しかし、それだけじゃなくて、今まで行ってきたことを、今までどおりのやり方で滞りなく遂行していれば、それで問題ないわけです。それはそれでいいわけですけど、人口減少や少子高齢化、またニーズの多様化で今までのやり方を変えなければいけないことは、これからは多くなるんじゃないかと思ってるんですよ。そのときに町民の間に不安な心理と戸惑いを生むような不適應事象、これ危機といってもいいでしょう。このような発生するときこそ私は、リーダーである首長の出番だと思っている。そして、その対応に、町長は常に地域づくりないし地域経営についての確固たる信念、理念等を持って、発生した出来事の意味や波及効果を想像するような力を持つことが必要ではないかというふうに思うんですけどいかがですか。

町 長 今の再質問第1問の答弁ですね、済みません私もこの場でこのように答弁するのは初めてでございまして、大変舞い上がっているような状況もございます。先ほどの、どこが質問だったかわからなくなるくらいいろんな前座が長くて、何か褒められているのか、励まされているのか、非常に複雑な気持ちですけど、大変ありがたく受けとめました。私も、初めてこういうふうにお答えするわけ

であります、議員としてまちづくりに議会の皆様とともに活動してきた経緯もございますけれども、先ほど清水議員の言われました理念ということですが、何か答えを全部言われたような気もするんですけれども、私もしっかりと今後も皆様も含め、町民ニーズ、そしてまた社会状況を把握した中で、皆さんがやっていく、できれば多くの町民で考えていただいたことを最終的に私が選択し、また決定し、その責任を負うという、最終的に責任は負うんだという気持ちで町長を務めていきたいと、そんな思いであります。

以上です。

- 1 3 番 私が今、確固たる信念、理念を持てと言いました。理念というのは、よく企業経営の中でも使われるわけですが、そのときの創業者や社長の企業を経営していく上での考え方とか、価値観とか、思いとか、そういうものだと思うんですよね。小田町長も議員生活14年を経験されて、議員の立場から今度、町政を預かる立場になられたわけですが、その中で、今回町長は、「ありがとうがあふれるまちづくり」と選挙公約や施政方針の中で述べられております。この理念に対して、その町長の思い、それからまた町民に何を求めているのか伺います。

町 長 お答えします。そうですね、私、自分でこれまでも選挙の中でも言ったかと思えますけれども、一番大切なのは、自律、律は立つでなくて律するという意味の字ですね。町民一人一人が自律し、そしてまた調和を大切にする、そんなまちづくりを行いたいというのがまず、一番大切なことかと思ってます。また、それぞれの団体とか、ああいういろいろ町民、自治会も含めてですけど、それぞれの役割をその自律と調和の精神を持って、その役割をしっかりと果たすことによって私はシンフォニーという言葉を使わせていただいておりますけども、それぞれがばらばら勝手なことをやっていたら、町が一つのオーケストラに例えれば、不協和音ばかりでよくないかと、そんな気持ちで町政、町民、私も含めて、自律と調和の心を持ってまちづくりに、それぞれの役割をしっかりと果たしていただく。そこで初めて感謝という言葉が自然と出てくると思います。それぞれの役割の人がしっかりとやってくることによって、ありがとうという気持ちが出てくると思っております。そういう意味で私はありがとうのまちづくりというものを議員になったときから使わせていただいております。そ

んなまちづくりをそれぞれが感謝できるように、それぞれの人がそれぞれの役割をしっかりと果たし、自律と調和の心を持って活動し、まちづくりに当たっていただけることが、ありがたいのまちづくりに向かっていく、そんな思いであり、その言葉を大切にしたいと考えております。

以上です。答弁になったでしょうか。

1 3 番 地域経営者としてどうあるべきかと、また地域経営に対する町長の理念もわかりました。

ならば町長、町政に取り組む自分自身の姿勢、行動規範と言ってもいいでしょう。施政方針の中で、至誠勤労を旨としてと言っておられる。これは、二宮尊徳の教えの一つではないかと思うんです。また何かこの近郊の高校の校訓でもあると聞いております。この至誠勤労と私もいろいろ調べたので、いろいろ解釈もあるんですね。その小田町長が思っておられるこの至誠勤労というのはどういうふうな解釈をされていますか。

町 長 お答えします。読んで字のごとくと言ったら終わりですけども、本当、誠実にまことを尽くし、そして一生懸命働く。働く、働くというのは動くという意味でもいいんですけども、そうすることに真面目に誠実に労を惜しまず勤め励み、そして働くことによって、それぞれの体験を通じて知恵をみがき、そのことによってまた自分も向上すると。そして、そんな思いを至誠勤労という言葉で表現させていただきました。これは、辞書を引いたら出ているんだろうと思います。このとおりかどうかわかりませんが、私はそのように捉えております。真面目に誠実に働いて、自分も向上し、人との人間関係もうまくいくんだと、そういう思いで一生懸命頑張ろうと、そういう気持ちでございます。

以上です。

1 3 番 この文言について議論する気はないんですけど、いろいろ解釈があって、何か二宮尊徳先生の教えもずっとやってこないと、この至誠勤労の意味がよくわからないような部分もあるので、ちょっともう一回私も調べてみますけども、それで、町長の町政に取り組む自分自身の姿勢もわかりました。

最後に、町政運営を進めるに当たって、町長は、町民、職員、議会にどのようなことを期待されるかお伺いします。

町 長 先ほどと答弁が重なります。それぞれの役割を持った人は、それぞれの仕事をしっかりと責任を持って果たして欲しい。自律と調和の精神を持ってその役割をしっかりと果たして欲しい。簡単に言うとそういうことだろうと思っています。

1 3 番 ここまでは、1 番目の質問になろうかと思えますけど、2 番目の質問に入らせていただきます。先ほど、答弁の中に職員数が減る、業務量が増えるとか、そういう中で立案能力を高めることはそう簡単ではないような話がありました。しかし、地方分権の根拠の一つは、地域の独自性にあると思います。このためには、自治体の調査・施策という知的な能力が問われていると私は思っています。先ほど、現地・現場主義を話しました。私はこの政策、立案にも現地・現場主義が一番重要になってくると思っています。

しかし、土地とか建物に関する施策の現地・現場であれば、すぐにわかりますけれども、このように目に見えるような形の事業を展開する場合には、現地・現場主義は重要性がわかりやすいです。しかし、例えば市町村の総合計画の策定のような作業になりますと、検討事項が、内容がすごく抽象的になる。また、時間の幅も広がるため、現地現場主義と言われてもピンと来ないです。しかし、地域の将来を大きく作用する総合的で長期的な計画の策定作業であればこそ、計画の基礎情報における住民意識調査は現地・現場主義で行わなければならないと思っています。しかし、実態は今までの実態を見てみますと、住民意識調査といえ、民間機関に委託したアンケート調査、あるいは主要な団体からのヒアリング、ぐらゐのものであったなというように思います。

やっぱり政策形成能力の育成と育てるという意味、観点からすれば、調査・企画活動は安易に民間委託すべきではないと私は思います。自治体職員 1 人、ひいては自治体にとってもそれは大きなマイナスになります。なぜなら、地域に根差した政策がみずからを形成するという自治体職員にとって最も大切な能力開発を抑えてしまうからです。

だから、民間委託を前提とする企画調査には厳しい制限を加えるべきだと私は思っています。やはり職員ができるだけ自前で調査・企画に当たれるような職場体制の私は整備が必要だというふうに思っています。

また、町長の公約の一丁目1番地である、自治体担当職員、それから協働推進室は、この地域住民の声を聞くアンテナであり、また政策形成の能力開発の場に通じるものではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

町長 こういった地方分権が特に進んでるんですけれども、そういった社会状況の中で、その政策立案ということでもありますけれども、まさに議員御指摘のとおり、現場をよく見る、現地で自分で確認をする、そういったことが大変必要だろうと思います。必要になってきてるんだろうと思います。そういった意味で、各地域の問題点や課題点を住民、そして全ての人たちが、十分自覚し認識し、そしてその中でどうしようかということをもみんなで考えていかなければならないと思います。そういう意味でその政策立案に対しましては、やはり、繰り返しになりますが、多くの意見を聞いた中で、そして首長としての考えもしっかりと述べた中で、政策を実施していかなければならないと思ってます。

それで、自治体の担当職員につきまして、まさに行政と町民、自治体とのパイプ役と言ったらわかりやすいかなと思いますけども、それぞれの情報をしっかりとやりとりし、誤解のないような、そういった組織をそれから仕組みをつくりまして、自治会活動の円滑な自治活動ができるように、そんな一助にし、それがまさに協働の一助になろうと、協働のまちづくりの一助になろうかという思いで述べさせていただきました。ぜひ、各自治会におきましては、そういったものを理解していただきまして、行政とのやりとり、いろいろわからないことを聞いたり、また町からは今度こんな法律が決まりましたよとか、そういったものを連絡し、そこでいろいろなコミュニケーションをとって、そして職員にも、ちょっとまだ具体的には決まってませんけれども、1人か2人か3人かなるかわかりませんが、担当した職員がしっかりとそれを受けとめ、町の情報を流し、いろんな相談に乗った中で、自治会活動が円滑にしていけるような、そんな仕組みに、そんな制度になっていただければと思っています。

また、余計なことかもしれませんが、そんなの要らないよと言われても、その自治会に、無理やり配置しようという思いが、今のところまだ職員と相談していませんけども、要らないという自治会にわざわざ行くことはないよというのは基本スタイルであります。ぜひともでもそういった仕組みを活用

していただいて、協働のまちづくりを推進していきたい、そんな思いであります。

そしてまた協働推進室につきましては、これ、組織変更になりますので、結構大変な仕事だよということを、私の投げかけたことに対して町職員からは聞いております。しかし大変だけれども、私はそれを実現し、さらに協働の仕組みづくりをしっかりつくっていききたい。先ほどの自治体、職員派遣ともリンクする部分もありますので、今後それがどのようにリンクしていくか、まだちょっと、言える状況ではありませんけれども、その両輪を持って、協働のまちづくりをしっかり進めていきたいそんな思いであります。

地方分権が進む中で、自分たちのことは自分たちが考えるという基本姿勢がありますので、そのためにもそういった仕組みづくりをして環境をしっかりとつくって進めていきたい。そんな思いであります。

以上です。

1 3 番 今、やっぱりそういう担当職員制、あるいは推進室、こういったものをつくるのは、やっぱり情報をもらってくるわけですよ。またこっちからお聞きする部分もあるんでしょうけれども、やはりそれがやっぱり生の声として、政策立案には生かされるべきだというふうに思います。

そういうことで、今、この政策立案という話が出ましたけど、ひとつふたつあって、それは総合計画です。この件に関しては、後ほど同僚議員が質問しますので、細かいことは言いませんが、これは作成に向けて平成33年から、今度新しい形になるんですか、ここは平成31、平成32年ございます。この辺の流れ、どういうふうにやっておられるのか。そして、もう一つ、住民意識調査を行うのか、もし行うとしたらどのような調査をするのか、お願いします。

企画財政課長 総合計画策定ということで、平成31年度、それから平成32年度、この2カ年をかけて策定をしまいたします。まず、言いましたように町民の意識調査、これについては、現在のところ、業者に委託をしまして、その業者によってアンケート調査を行っていくというような状況でございます。それから、住民アンケートだけではなくて、町民の皆様方と一緒に直接会話をしながら、対話をしながら意見を吸い上げていきたいというふうに考えてございます。それは、まちづくり会議という名前になるのか、ワークショップという名前になるのか

まだ未定ではございますけども、そんなことを中心にやっていきたいと思っております。

特に31年度につきましては、当然のことながら審議会がございまして、それとともに策定委員会、それから策定委員会の幹事会というような組織もつくった中で順次進めてまいりまして、平成31年度の末、その段階には総合計画の大本になる部分それと基本計画、その二つの素案をつくらせていただきまして、提示をさせていただきたいというふうに思ってます。

それから、平成32年度に入りまして、それに対して、その素案に対してもう少し練り上げながら完成に近づけていきながら、それから最終的には平成32年の議会をもって今のところ12月を予定してございますけども、この12月の議会で最終的なものを上程しまして、3月に完成というような計画で考えています。

以上でございます。

- 1 3 番 次の質問に入らせていただきます。政策立案の今、話をしましたけども、やっぱり、自治体はその政策に、なぜそのようになるのか、また、なぜそのようにしたかを説明をする、説明責任という考えがやはり自治体の経営には、基礎に置かなければいけないことだと私は思ってます。住民自治を実現していくためには、どうしてほかと違うことをするのか、どうしてこのやり方をするのか、どうしてこんな時間と金をかけるのか等々といった住民からの問いかけに対して、自治体はみずからがその考えや政策の内容を筋道を立てて説明する必要があると思います。言いかえれば、首長も我々議員も、職員も、住民にきちんと説明をして納得してもらえるかどうか重要になってくるわけでございます。

住民の問題意識と情報を共有し、より住民の視点に立った活動になっているかどうかを絶えず自己検証する。要するに立案して実行して、チェックすると、マネジメントサイクルを回しながらやっていく、これが、言うところの納得のいく行政の実現ではないかというふうに思います。そして、やはり、その住民に対しての説明に当たって、なぜ、どうして、こういったところをきちんと説明をする必要があると思いますけど、いかがですか。

- 町 長 説明責任、いわゆる本当にそのとおり説明の責任であるわけです。横文字を使うとアカウンタビリティなんて言われていますけれども、別に同じ意味だからということでもないんですけれども、よく食品偽装やら工場の何かいろいろ

最近事件ありますよね。そこで、説明求めてもなかなかよくわからない説明で答えている場面もあります。また、こちらも聞いていてわからないときもあるんですけど。説明責任ですね、行政が物事をやるに当たっては、やはりその行政として、要するに町民なり住民がなぜなのという、そのなぜの部分解消して言わない限りは、それがわかるように言わなければ、説明の責任を果たしたとは言えないと考えております。

今後、同意、そんな説明責任一生懸命やらないといけない場面にはなりたくないんですけども、その前にしっかりと情報を提示し、皆さんに考えていただいた中で、行政をしっかりと公正に公平に進めていきたいと思いますが、いかんせん私もこんなこと言っていていいかわかりませんが、出せない情報というのがあったんですね、今まで。こんな短い期間で。これ、言ったほうがいいんじゃないですかというけど、いやこれまだしっかり決まってないし、国のほうの方針も出切っていない、法律化されていない。多分法律化されるんだろうけども、これ、言っちゃうと問題出ますよという、そういうニュアンスですね。私もそれは納得してのことですけど、そういった場面も多々出てくる可能性あると思いますけれども、開示できるものは全部開示したいというのは、私の議員時代からの思いであります。そして、それを皆さんとしっかりと話した中で、議論を重ね、町が進むべき道を見定めて、やっていきたい。万が一そういった説明責任を果たせということが出たときには、しっかりと、なぜ何なのかわかるようにしっかりと自分たちの役割を果たしていきたいと、今はそんな気持ちです。

1 3 番 今度、説明責任を果たしていく上において、どの手段や方法を使ってやっていったらいいか。よく言われるのは広報とか何かを使ってという答弁よく聞きますけれども、やはりここへ来て、ホームページ、この辺にやっぱり結果だけしか載せていないで、そういうことの過程、プロセスの、そういうものをきちんと町民に説明する。そういうこともこれから必要になってくるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、その辺いかがですか。

町 長 本当にそう思います。結果だけだと、なぜそうなったのかわからない。また、過程をしっかりと言うことによって、町民もまた関心がある人もそれを知ることによって、町の理念とかそういうものにさらに深い理解が得られるのではなか

ろうかと思います。その審議過程というものをしっかり出していかなければ、個人情報だ何だありますので、その辺は考えないといけないと思いますけれども、できるだけことは、私も議員を長くやってきましたので、その辺は十分自分なりに認識しておりますので、私の責任において出せる情報はどんどん出し、審議過程もしっかりとつまびらかにお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 1 3 番 町長が、もう少し答弁長くなると思って、余り質問考えてこなかった。最後の質問に入ります。地方分権の進展とともに、国それから県からおりてくる事務事業が多くなっていくことは行政運営の先頭に立ってる皆さん方も実態としておわかりになっていると思います。また、事務事業によっては町単独でやっては、人、金の面で非常に効率が悪いということも承知しておられると思います。また、事業によっては、総論賛成、各論反対があったりして、難しいことも承知なさっているとします。

そこで、答弁にありましたけど、いろいろ組み合わせ、2市8町の中でいろいろ組み合わせるに、それはどのような枠組みがよいかわかりませんけども、1回、構想ではなくて、もっと実務レベルで広域行政ができる事務事業は何であるかという物差しで、一応、共有していますからね、そういう物差しで事業調べをして、できるものからやっていったらどうかなというふうに私は思うのですが、どうですか。

- 町 長 答えします。本当に先ほど来、地方分権という言葉を使わせていただいておりますが、地方分権が進展する中で、合併問題も出てきた中で、広域においてはそういった話はとりあえず終息はしております。しかし、そういった社会状況の中で、これから町のあり方等を考えたときに、やはり連携できるものは連携し、財源の縮減化と行政の効率化を図るという意味では、連携は必要だろうと、今後進めていくべきだろうと、今もやっていますが、さらに進めていく必要はあろうかと思っております。

そういった中で、どことどうやるかというのは、清水議員がおっしゃったように一つ一つの業務そのものが、例えば何も1市5町や3市3町でなければいけないとかではなくて、例えば、これは全然決まっていますよ、松田町とこ

のことについて、地域が一体となっているので一緒になってやっていこうということ、私は考えている、できるものならやっていきたいと思います。

法的な制約がまたそこあるのかもしれませんが、それは一つ一つクリアしていけばいい、そもそも法律は人間がつくったものですからというように言い過ぎたらあれなんですけれども、そういった思いもありますので、それはクリアしてやっていくべきだろうとは思っております。

いずれにいたしましても、そういった意味で広域連携をしっかりと、広域という言い方がいいのか、行政の連携というものを進めていきたい。いろいろな施設なんかも、連携とは言わないまでも、それぞれが同じ施設を、これは昔から言われていることであれなんですけれども、そういったものをつくらなくても自由に使えるという、簡単な話でいうと、そんな意味合いかと思いますが、教育関係、福祉関係などは特にさほど独特にやる必要もないし、独特というのはおかしいけれども、広域連携しても十分やっていける性格のものだろうと、私は今捉えておりますので、そういった部分についてもしっかりと検討し、連携を進める、そんなまちづくりを進めていきたいと考えておりますし、そういった仕組みに早くも制度化できるような、まだなかなかできないような状況もあろうかと思いますが、国、県とかの仕組みも絡んできますので、その辺の制度化を進めてもらいたいと思っております。よろしいでしょうか。

- 1 3 番 今、ちょっとお答えは答弁にございましたですけれども、地方分権とは関係なしに、自治体の人口は減少する。そういうことによって利用者は減る。それから維持費の高騰等による施設の統合、あるいはまた時代変化に伴う施設が今の施設でいいかどうかという、時代変化とともにそういったことを考えたときに、町単独で今持つのがいいのか、また町単独でやるのがいいのか、そういうことを考えたときに、この辺やっぱり本当に今言うように、地域、例えば、具体例出してよくないのですけれども、いいかどうかかわからないですけれども、例えば松田町の川音川の近くに体育館がある。大井町に体育館がある。これ、二つ必要なのか。こういうところを考えたっていいんですね。やはりそういう施設についても、新規だけでなく、現行あるやつでもそういうふうな考え方を持っていくということは私は必要ではないかなと、そういうふうに思うんですけれども、この辺どうですか。

町 長 まさにそのとおりで、多様な分野で、多様な形で連携をしていく、環境の変化に応じた柔軟に見直しを行いながら実施していくべきだろうとそんな思いがあります。見直せば、結構そういう部分があろうと思っております。

以上です。

1 3 番 本当に町長の答弁が的確だったのか、よくわかりませんが、ちょっと時間が余ってしまったんですけど、いろいろ失礼なことを言ったかもしれません。また長いおつき合いの中であつたからということに免じましてお許し願いたいと思います。

大井町の代表として活躍されることをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

議 長 以上で、13 番議員、清水豊司君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は 11 時ちょうどとします。

(10 時 37 分 休憩)

(11 時 00 分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

通告 2 番、7 番議員、清水亜樹君。

7 番 通告 2 番、7 番議員、清水亜樹です。初めに 12 月の町長選挙で当選されました小田町長にお祝いを申し上げます。おめでとうございます。今後も安定した財政運営をしつつ、さらなる社会福祉の向上に取り組んでいただきたいと期待をしております。

それでは、通告に従い、

1、大井よさこいひょうたん祭について

2、小田町長の所信表明についてを質問いたします。

大井よさこいひょうたん祭は、上大井駅の日よけにと駅員さんがひょうたんを植えた思いやりから、相手の立場になって考える優しい心の思いやりとひょうたんの縁起、出世、繁栄、縁結びを基本理念として、昭和 62 年に湘光中学校グラウンドで「エキサイティングサマーおおい」として始まりました。

その後、平成 7 年には現在の大井よさこいひょうたん祭に名称を変更し、平成 12 年には開催場所を役場周辺に変更するなど、年々規模を拡大されてきました。祭りの柱として行われてきたよさこい踊りコンテストには、かつて町内自